

秋田県農業共済組合等検査規程

最終改正 令和4年4月14日

(趣旨)

第1条 農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条第1項から第3項までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）又は組合から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）（以下「組合等」と総称する。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。

(検査の目的)

第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別の指導監督の実を挙げ、もって農業保険法第2条第1項に規定する農業共済事業における組合等の正常な事業運営を促進することを目的とする。

(検査の視点)

第3条 前条に規定する検査の目的を達成するため、次の事項について検討する。

(1) 合法性

定款、事業規程、諸規則等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程、諸規則等の遵守状況を検討する。

(2) 合目的性

農業保険法第1条の規定及び定款等の組合等が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

(3) 合理性

業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

(常例検査及び年間検査計画等の作成)

第4条 知事は、年度当初に、月別及び組合等別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成する。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は農業共済組合の組合員から検査の請求があった場合は、この限りではない。

(検査事項)

第5条 検査は、別に定める秋田県農業共済組合等検査実施要領に従い、組合等の業務及び会計の全てについて行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合には、当該指示により行うものとする。

(検査の場所と方法)

第6条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員か

らの説明の聴取（第11条第1項において「現物の検査等」という。）の方法により行う。ただし、必要があるときは、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所に臨検することなく、提出された資料を検証し、電話、メール等の活用により行う検査対象者と対面しない書面検査を行うことができる。

（検査基準日）

第7条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

（検査の範囲）

第8条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められるときは、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても行うことができる。

（執務時間内検査の原則）

第9条 検査は、組合等の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

（無通告検査の原則）

第10条 検査は、あらかじめ通告しないで行う。ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。

（検査員）

第11条 検査は、知事が命令した職員（以下「検査員」という。）2人以上が1組になって行うものとする。ただし、検査の一環として支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

- 2 検査に当たっては、検査員の中から1人を当該検査の責任者（以下「検査責任者」という。）として選定するものとする。
- 3 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 4 検査員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかを判断するに足る基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。
- 5 検査員は、検査に当たっては、組合等の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。
- 6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

(検査命令書等の交付)

第12条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式1）及び身分証明書（別記様式2）を交付するものとする。

(検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付)

第13条 検査員は、検査の着手に際しては、理事（受託者にあつては監事等以外の役員。以下同じ。）その他の責任者に対し、前条の検査命令書及び当該検査に係る検査員であることを証するものとして身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書（別記様式3）を交付するものとする。

(検査の立会い)

第14条 実地検査として現物（現金、有価証券、棚卸資産等）の検査を行うに当たっては、検査対象者の役員その他の責任者1人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 前項に定める立会人のほか、できるだけ組合及び受託者にあつては監事等を立ち会わせるものとする。

(私物検査の制限)

第15条 検査員は、役員及び職員の私物について、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先とその他との照査)

第16条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは加入者、取引先、退任（職）した役員若しくは職員又はその他の関係者に対し、個人情報保護等に十分に配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査の拒否等に対する措置)

第17条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(検査講評)

第18条 検査員は、検査を終了するに際して、組合の理事及び監事又はその他の責任者に対し、検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事及び監事からそれについての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第19条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、検査終了後速やかに、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業

務運営上是正又は改善の必要があると認められる重要な指摘事項を記載した検査書を作成し、これを組合等の理事に交付する。

- 3 知事は、農業保険法第209条第3項の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を交付するものとする。

(指導監督部門との連携)

第20条 検査の実施に当たっては、指導監督部門と連携し、事前に指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。また、検査終了後、指導監督部門に検査報告を行う等により、指導監督業務の中においても、検査で指摘した事項の改善指導が行われる等検査の結果が農林水産行政に反映されるよう努めるものとする。

(農林水産大臣との連携)

第21条 知事が、組合の検査を実施するに当たって、農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

(守秘義務)

第22条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

別記様式1 検査命令書（第12条関係）

（A4判）

		番	号
		年	月 日
検 査 命 令 書			
	職 名	氏 名	
検査責任者	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
農業保険法第209条第○項の規定に基づき、〇〇〇農業共済組合（受託者）の検査の職務に従事することを命ずる。			
秋 田 県 知 事		氏 名	
		（公印省略）	

別記様式2 身分証明書（第13条関係）

身分証明書		番 号
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、農業保険法第209条第1項から第3項までの規定による 検査の職務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日		
秋田県知事	氏 名	

別記様式3 検査通告書（第13条関係）

番 号
年 月 日

検査対象者名
代表者役職名 様

秋田県知事 氏 名
(公印省略)

〇〇検査の実施について（通知）

農業保険法第209条第〇項の規定に基づく〇〇検査について、次のとおり実施します。

1 検査開始日
年 月 日

2 検査員職氏名